

近隣市におけるまちづくり協議会等に対する助成制度

	まちづくり計画等の数 ※	まちづくり協議会等の組織数 ※	「まちづくり協議会等」に対する支援の方法	
			回答	説明
			1…専門家の派遣 2…活動助成	
府中市	6	6	1	まちづくり活動の状況を把握し、課題の整理、目標、取組方針など技術的助言・指導を行う専門家を必要に応じて派遣する。
			2	協議会等に対し、消耗品費、印刷費、郵便料、会場使用料などの経費の5分の4（限度額20万円）を補助。
調布市	3	7	1	街づくり準備会、協議会ともに、年2回、2年間を限度。
			2	街づくり準備会に対しては、年度10万円、交付期間は2年度を限度。 街づくり協議会に対しては、年度50万円、交付期間は3年度を限度。 街づくり協議会に対し、街づくり計画案の作成に対する助成。（1協議会につき1回に限り、200万円まで。）
町田市	8	10	1	協議会等からの申請に対し、必要に応じて登録されたアドバイザーを単発的に派遣する。
			2	広報活動や調査研究活動などに対し、助成金を支出（1団体につき15万円限度。）
多摩市	3	6	1	街づくり協議会等に対し必要に応じて派遣を行っている。
			2	助成対象とする活動に要する費用は、調査費、印刷費、通信費
武蔵村山市	0	0	1	地区まちづくり準備会に対しては、年2回、通算4回を限度。 地区まちづくり協議会に対しては、年3回、通算10回を限度。
			2	地区まちづくり協議会に対しては、年10万円、3年間を限度。

※まちづくり計画の数及び協議会等の組織数については、平成27年1月23日時点の数値である。